

消費税仕入控除税額報告の記載に係るチェックポイント

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 -)
(フリガナ) 名称又は屋号	
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	

※ 一連番号	翌年以降送付不要 <input type="checkbox"/>
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印 確認	個人番号カード 通知カード・運転免許証 身元確認 書類 その他()
指 導 年 月 日	相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3
令和 年 月 日	

第一表

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

(中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日)
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十 九 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
課税標準額	①		000
消費税額	②		
控除過大調整税額	③		
控除対象仕入税額	④		
返還等対価に係る税額	⑤		
貸倒れに係る税額	⑥		
控除税額小計	⑦		
控除不足還付税額	⑧		
差引税額	⑨		00
中間納付税額	⑩		00
納付税額	⑪		00
中間納付還付税額	⑫		00
この申告書が修正申告である場合	既 確 定 税 額		
差引納付税額	⑭		00
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	
	差引税額	⑱	00
還付額	⑲		
納税額	⑳		00
中間納付還付割額	㉑		00
納付還付割額	㉒		00
中間納付還付還付割額	㉓		00
この申告書が修正申告である場合	既 確 定 割 額	㉔	
	差引納付還付割額	㉕	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖		

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	35
	控除税額の方法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応式	41
		上記以外	<input type="checkbox"/>	一括比例式	
			<input type="checkbox"/>	全額控除	
	基準期間の課税売上高				千円
還付を受ける場合	銀行	本店・支店			
	金庫・組合	出張所			
	農協・漁協	本所・支所			
	預金	口座番号			
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-			
	郵便局名等				
※税務署整理欄					
税理士名					
	(電話番号 - -)				
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有				
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有				

チェックポイント①
控除税額の計算方法はこの欄で確認してください。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称	税率6.24%適用分		税率7.8%適用分		合計
項目		旧税率分小計	D	E	F		(X+D+E)
		X					
課税売上額(税抜き)	①	(付表2-2の①X欄の金額)					
免税売上額	②						
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③						
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④						※第一表の④欄へ ※付表2-2の④X欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤						
非課税売上額	⑥						
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦						※第一表の⑦欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ
課税売上割合(④/⑦)	⑧						[%] ※増減 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額)					
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額)					
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)					
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)			
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)					
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)					
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額)					
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)					
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	(付表2-2の⑰X欄の金額)					
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	(付表2-2の⑱X欄の金額)					
個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (⑰+(⑱×④/⑦))	⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額)					
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑲×④/⑦)	⑳	(付表2-2の㉑X欄の金額)					
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉒	(付表2-2の㉒X欄の金額)					
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉓	(付表2-2の㉓X欄の金額)					
控除対象仕入税額 [(⑲、⑱又は⑳)の金額]±㉔±㉕	㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ			
控除過大調整税額 [(⑲、⑱又は⑳)の金額]±㉔±㉕	㉕	(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ			
貸倒回収に係る消費税額	㉖	(付表2-2の㉖X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ			

チェックポイント②
別紙計算書の「課税資産の譲渡等の対
価の額」にちらの数字を使用します。

チェックポイント③
別紙計算書の「資産の譲渡等の対価の
額」はこちらの数字を使用します。

チェックポイント④
別紙計算書において、課税売上割合を
切り捨てて計算(手入力)する場合には、
この枠の計算を行い、課税売上割合を
切り捨てて計算し、確定申告をしている
か確認してください。

注1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
注2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
注3 ㉑及び㉒欄には、振り引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から重複減額している場合は除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

補助金により購入等をした経費の内訳を記入する場合の注意事項 (補助金の使途が税務申告で明らかになっていない場合)

(令和2年度和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)に係る交付申請

別記第4号様式(第6、第8、第10関係)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)に関する事業実施計画書(事業所単位)						
施設概要						
介護保険事業所番号	0000000000	事業所名称	株式会社和歌山A事業所			
所在地	郵便番号	都道府県名	住所		連絡先	電話番号
		和歌山県和歌山市〇〇			〇〇〇	担当部署名
提供サービス	通所介護事業所(通常規模型)	サービス種類コード	定員	〇人	職員数(派遣含む)	〇人
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 介護慰労金事業 → 1を記載		<input checked="" type="checkbox"/> 感染対策費用助成事業 → 2を記載			
	<input checked="" type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載		<input checked="" type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載			
国保連合会に...	<input type="checkbox"/>	本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)				
国保連合会に...	<input type="checkbox"/>	債権譲渡されていない場合は、左欄に〇を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、和歌山県に申請して下さい。				
支出予定額						
1. 介護慰労金事業 <small>※対象職員の氏名等について、介護慰労金受給職員表(別記第5号様式)を作成すること。</small>						申請額① 504千円
慰労金の区分・人数	20万円対象	人	5万円対象	10人	振込手数料	4千円(千円未満切り捨て)
2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業						申請額② 892千円
補助上限額						892千円
【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】						申請額② 892千円
892千円						既申請分 千円
						年度合計額 892千円
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等				
賃金・報酬						
謝金						
会議費						
旅費						
需用費	1,010,555	マスク・消毒液・手袋				
役務費						
委託料						
使用料及び賃借料						
備品購入費						
合計	1,010,555					
3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業						申請額③ 3.0千円
利用者1人あたり単価 (居宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500円	対象利用者数	人		
	訪問による確認	3,000円	対象利用者数	1人		
居宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500円	対象利用者数	人		
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500円	対象利用者数	人		
	訪問による確認	3,000円	対象利用者数	人		
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000円	対象利用者数	人		
4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業						申請額④ 200千円
補助上限額						200千円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】						申請額④ 200千円
200千円						既申請分 千円
						年度合計額 200千円
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等				
賃金・報酬						
謝金						
会議費						
旅費						
需用費						
役務費						
委託料						
使用料及び賃借料						
備品購入費	220,000	空気清浄機				
合計	220,000					

補助申請額ではないので注意
また、振込手数料は収支決算書に記載の額を円単位で記載ください

別紙計算書の「5仕入控除額の概要(1)補助金対象経費の内訳」の欄に記入する経費については、別記第4号様式の赤枠の部分の額を入力します。(別記第3号様式ではありません)
なお、複数の事業所がある場合や複数回申請を行っている場合については、全ての事業所や申請の赤枠の部分の額を合計して記入ください。

補助申請額ではないので注意

(注)2. 及び4. の事業の申請額(今回申請分)は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

**補助金により購入等をした経費の内訳を記入する場合の注意事項
(補助金の使途が税務申告で明らかになっていない場合)**

別記第3号様式別添(第6、第8、第10関係)

(令和2年度和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)に係る交付申請)

(別添)事業所・施設別申請額一覧(サービス別一覧)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	電話番号	郵便番号	住所	代表となる 事業所・施設名	補助予定額(千円)				合計	
								介護 慰労金	2020 対象者 有無	事業 個	環境 整備成 事業		
1	0000000000	株式会社和歌山A事業所	通所介護事業所(通常規模型)	〇〇〇	0000000	和歌山県和歌山市〇〇	株式会社和歌山	504			3	200	1599
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

別記第3号様式(別記第10号様式)の補助予定額部分は
使用しませんので、入力しないようにご注意ください

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

交付決定通知の日付及び番号に関する注意点

長第 07280002号の1111
令和 3 年 1 月 13 日

株式会社和歌山
代表取締役 和歌山 一郎 様

交付決定通知の日付及び番号については、この部分の日付と番号を記載します。なお、今回は介護分のため、医療・障害関係の交付決定は使用しません。

和歌山県知事 仁坂 吉伸

この部分の日付は使用しません。

令和 2 年度和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金の交付決定について

令和2年10~~月~~10日付けで申請のあった標記について、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

交付決定額はこの部分の額を使用します。なお、今回は介護分のみのため、医療・障害関係の交付決定は使用しません

記

1 補助金の額 金 1,599,000 円

2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書及び関係書類に記載のとおりとする。

3 補助金交付の条件

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

ウ その他重要な変更として知事が別に定める場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告書の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円である場合を含む。）には、その金額（実績報告において前記アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第6号様式）により速やかに（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに）知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額を返還しなければならないこと。

(4) この補助事業により、取得し、又は効用の増加した財産については、この補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) この補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に

参考例

令和〇年〇月〇日

株式会社和歌山

代表取締役 和歌山 一郎

下記の補助対象経費については、当法人の消費税に係る確定申告の際に、人件費等の非課税仕入(又は個別対応方式で対象経費に係る消費税等を非課税売上のみ)に要するもの)として申告を行っております。

補助対象経費内訳	補助対象経費額
慰労金	100,000
マスク	5,600
消毒液	3,400
手袋	2,000
補助対象経費合計額	111,000

①補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである場合、又は、②個別対応方式で、対象経費に係る消費税等を非課税売上のみ)に要するものとして申告している場合に添付する任意様式の参考例です。なお、①又は②がわかる資料であれば、他資料で問題ありません。